

休 団（休職）する方及び部へ

1 提出書類

(1)休団願

必ず、部長と協議してから「休団願」を提出してください。

※団員サポート PASSPORT は休団届に添付してください。

(一旦、返却していただきます。復職後再度交付します。)

(2)消防団退職報償金

退団ではないので、該当になりません。

なお、休団（休職）中の期間は、退職報償金を計算する際の団歴から除かれます。

(3)報酬、手当

休団中は、支払対象になりません。

(4)貸与品

活動服、Tシャツ、帽子、ベルト、編上げ靴はそのまま各自保管してください。雨具、ヘルメットは一旦部に戻してください。

(5)復職について

復職する際は、部長に報告のうえ、別紙「復団願」を提出してください。

問い合わせ先:胎内市役所(3階)総務課防災対策係 43-6111(内線1311)